ＥＳＣＯサービス契約書(案)

委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、四日市市庁舎等設備更新型ＥＳＣＯ事業について、次の条項により、委託契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　この契約は、乙が甲に提供する改修指定設備および省エネルギーを実現するために設置する省エネルギー設備機器（以下、「ＥＳＣＯ設備」という。）に対して、詳細診断、設計、工事及び関連業務、工事監理、計測・検証用計測機器設置等に係るサービス（以下、「改修工事等サービス」という。）および保守管理、 計測・検証、運転管理等に係るサービス（以下、「省エネルギーサービス」という。）を合わせた事業全体のサービス（以下、「ＥＳＣＯサービス」という。）の提供についてその内容と責任分担等を明確にすることを目的とする。

（契約の要領）

第２条　この契約の要領は、次のとおりとする。

1. 委託事業 　 四日市市庁舎等設備更新型ＥＳＣＯ事業
2. 履行場所 　四日市市庁舎、四日市市庁舎北館および四日市市総合会館

（四日市諏訪町1番5号、諏訪町2番2号）

1. 契約金額

ア　総支払額：金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ　改修工事等サービスに係る支払額　　金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

（うち消費税及び地方消費税相当額　金〇,〇〇〇,〇〇〇円）

ウ　省エネルギーサービスに係る年度別支払額　　金〇,〇〇〇,〇〇〇円

（うち消費税及び地方消費税相当額:金〇〇,〇〇〇円）

1. 契約期間 　　令和７年９月〇日から令和〇年〇月〇日まで予定

（うち改修工事等サービス期間：

令和７年９月〇日から令和〇年〇月〇日まで）

（うち省エネルギーサービス期間：

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）

1. 設備引き渡し日　 令和〇年〇月○日
2. 契約保証金　　 免除
3. 委託事業内容　 別添「包括的エネルギー管理計画書」のとおり

（権利義務譲渡の制限）

第３条　乙は、甲の了解を得ないで、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

２　乙は、甲の了解を得ないで、この契約によって生じる甲に対する債権を担保の用に供してはならない。

（再委託の禁止等）

第４条　乙は、委託事業の全部又はその主要部分の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、委託事業の一部を第三者に委任又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、委任又は請け負わせる業務の内容その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、乙は甲に対し、委任又は請け負わせた第三者の委託事業の履行責任を負うものとする。

（秘密を守る義務）

第５条　乙及び前条第２項に規定する受任者又は下請負人は、委託事業の遂行上知り得た甲の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

２　甲は、この契約により知り得た乙の秘密（ＥＳＣＯサービスの内容等に係る秘密をいう。）を他人に漏らしてはならない。ただし、乙が事前に了解した範囲内の内容に関しては、この限りでない。

３　前２項の規定は、第２条第４号に規定する契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

（善管注意義務）

第６条　甲乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこれをなすべき責めを負う。

（ＥＳＣＯ設備の施工等）

第７条　乙は､自己の負担において、令和７年９月〇日から令和〇年〇月〇日までの間にＥＳＣＯ設備を施工するものとする。なお、工事が予定日より早く完成した場合には、省エネサービス開始日を早めることができるものとする。

２　乙は、改修工事等を行うに当たって、第２条第２号に規定する履行場所（以下「履行場所」という。）における甲の業務運営及び施設管理に支障をきたさないよう十分注意するとともに、履行場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。

３　乙は、監理技術者を設置し、当該監理技術者を工事期間中、履行場所に常駐させ、同者に改修工事等の運営、取締りを行わせるほか、この契約に基づく乙の改修工事等に係る一切の権限を行使させるものとし、その氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。

４　乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち監理技術者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

５　乙は、改修工事等の施工等に必要な関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。

６　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

７　甲は、乙に対し、改修工事等を行うために一時的に必要となる場所を第２条第４号に規定する改修工事等に要する期間は無償で提供するものとする。

８　乙は、履行場所又はＥＳＣＯ設備に緊急事態が発生したときは、これに対応するため、甲に通知の上、履行場所内に立ち入ることができるものとする。

９　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより履行場所若しくは甲の既存設備に損害を生じ、又は履行場所の状態が変動したため、乙が改修工事等を施工できないときは、甲は、改修工事等の中止内容を直ちに乙に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。

１０　甲は、前項の規定によるほか、履行場所における甲の業務運営に支障があると認めるときは、改修工事等の中止内容を乙に通知して、改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。

１１　前２項の規定により改修工事等の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、第１項の規定にかかわらず、改修工事等の完了日又はＥＳＣＯサービスの提供開始日について甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（運転管理等）

第８条　乙は、甲との協議により、あらかじめ甲の承諾を受けた運転管理指針に基づき、十分な省エネルギー効果を発揮するよう運転管理マニュアルを作成し、施設の運転管理者に対し指導を行わなければならない。

２　前項に規定する運転管理指針には、省エネルギーを目的とし、同時に人間の快適性のニーズを満たすような適切な操作を行うための操作、維持、調整、変更方法を示す内容が含まれていなければならない。

３　乙は、甲に最適の省エネルギーサービスを提供できるよう、ＥＳＣＯ設備の運転管理を工夫するものとする。

４　乙は、甲の了解を得て、甲の既存設備等履行場所の状況について調査することができるものとする。

５　乙は、甲の既存設備等のより効果的な運転管理について、甲に助言を行うことができるものとし、甲は、当該助言を尊重するものとする。

６　甲は､乙の承諾なしに、ＥＳＣＯ設備の増設又は改造を行ったり､そのいずれかの部品の取り替え、又は撤去を行ったりしないものとする。

（維持管理等）

第９条　乙は、本市に省エネルギー設備の維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて、省エネルギー設備の必要な維持管理が行われるよう本市に助言を行うものする。ＥＳＣＯ設備の維持管理及び修理に係る経費はエネルギーサービス契約に含まれる保守費用等を除き原則本市が負担する。ただし工事・設計の瑕疵・機器の設備の瑕疵等に起因するものは事業者が負担する。ただし設備・機器の契約不適合責任における通知期間及び請求期間は工事完成後２年とする。

２　乙は、第１１条第１項又は第２項の規定による通知を受けたときは、直ちに設備等の点検を行い、省エネルギーサービスの提供に支障をきたさないよう、甲と協議の上復旧、調整等を行わなければならない。

３　乙は、甲の建物の冷暖房等の快適性能を従来どおり維持する。

（ＥＳＣＯ設備の所有権）

第１０条　全てのＥＳＣＯ設備の所有権は、第２条第５号に規定する引渡し日以降、甲に帰属する。

（甲の通知義務）

第１１条　甲は、ＥＳＣＯ設備の故障又は不具合を発見したとき、速やかに乙に通知するものとする。

２　甲は、履行場所へのエネルギー供給が中断したときは、速やかに乙に通知するものとする。

３　甲は、乙の改修工事等完了日の属する月の翌月以降、毎月、乙に対し、履行場所に係る光熱水費の実績をその翌月に通知するものとする。

（ベースラインの算出）

第１２条　ＥＳＣＯサービスによる削減対象とする１年間の光熱水費（以下「光熱水費等」という。）の基準額（以下「ベースライン」という。）は、金９６,１０２,０４７円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（削減予定額及び削減保証額等）

第１３条　ＥＳＣＯサービスによる甲の光熱水費削減予定額（以下「削減予定額」という。）は、金○○,○○○,○○○円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

２　ＥＳＣＯサービスの提供により、乙が甲に対し最低限保証する光熱水費削減額（以下「削減保証額」という。）は、金○○,○○○,○○○円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（ベースラインの調整）

第１４条　気象、履行場所の機器の稼動状況や履行場所の運転管理方法等に著しい変更が生じたとき、又は光熱水費の単価に変更が生じたときには、甲又は乙は合理的な根拠を示す資料を作成し、第１２条及び第１３条の規定にかかわらず、相手方に対し、ベースライン等の修正を求めることができる。

２　甲乙は、相手方の承諾なしにベースライン等を変更することはできない。

３　ベースライン等の修正方法の詳細については、第２条第７号に規定する包括的エネルギー管理計画書に示すとおりとする。

（省エネルギーサービス料の算出等）

第１５条　この契約のうち、省エネルギーサービスに要する費用に係る代金として、甲が乙に支払う１年度分の金額は、ベースラインから甲が当該年度に要した履行場所における光熱水費を減じて得た額（以下「実削減額」という。）に応じ、次に掲げる金額とする。ただし、計算の結果、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

1. 実削減額が削減予定額を上回ったときは、実削減額から削減予定額を減じた金額の50パーセントを年度別支払額に加えた額とし、この場合の上限額は、５,２００,０００円とする。
2. 実現した光熱水費削減額が、｢削減保証額｣を下回る場合の当該年度分の省エネルギーサービス料は、削減保証額から実現した光熱水費削減額減じた金額を当該年度分省エネルギーサービス料年額から減じた額を、本市が事業者に支払うことで精算する。
3. 実現した光熱水費削減額が本市の保証利益額以下となった場合、省エネルギーサービス料は０円とし、更に事業者は「本市保証利益額」から「実現した光熱水費削減額」を減じた金額を本市に支払うものとする。

（検査、引渡し及び検収）

第１６条　乙は、改修工事等の完了後、乙の費用負担でＥＳＣＯ設備の完成検査を行わなければならない。この場合、ＥＳＣＯ設備が包括的エネルギー管理計画書に記載された内容を満たしていることを検査し、完成届けを甲に提出する。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、改修工事等の完成を確認するための検査を実施する。

３　甲は、ＥＳＣＯ設備について、前項の検査完了後に引渡しを受ける。

４　乙は、第１１条第３項の規定による通知に基づき、省エネルギーサービスの開始日以降、毎年度ごとに省エネルギーサービス事業報告書を甲に提出し、その検収を受けなければならない。

（契約代金の請求及び支払）

第１７条　乙は、改修工事等サービス期間において、本契約が締結された段階で四日市市前金払実施要領に従い第２条第３号イに規定する金額の４割を甲に請求するものとする。また、前条第２項の検査に合格したときは、第２条第３号イに規定する額から前金を減じた額を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があったときには、請求を受けた日から３０日以内に乙に支払わなければならない。

３　乙は、省エネルギーサービス期間において前条第４項に規定する検収にすべて合格したときは、第１５条第１項の規定により､当該年度の省エネルギーサービス料を算定の上、速やかに当該金額を甲に請求するものとする。

４　甲は、前項の規定による適法な請求があったときには、乙から提出された請求書を受理した日から３０日以内（以下「支払期間」という。）に省エネルギーサービス料を乙に支払わなければならない。

５　甲は、支払期間内に省エネルギーサービス料を支払うことができないときは、支払期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未支払金額につき、年２．５パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

６　甲は、受理した請求書の内容の全部又は一部に瑕疵を発見したときは、その内容を明示して､当該請求書を乙に返付することができる。この場合､当該返付した日から、乙からの是正した請求書を受理した日までの期間は、支払期間に算入しないものとする。なお、請求書の内容の瑕疵が乙の故意又は重大な過失によるときは、当該請求書の提出は無効とする。

（部分使用）

第１８条　甲は、第１６条第３項の規定による引渡し前においても、又は、省エネルギーサービス開始前においてもＥＳＣＯ設備の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。また引き渡し後その所有権は甲に帰属するものとし、甲はその対価を乙に支払うものとする。

３　甲は、第１項の規定によりＥＳＣＯ設備の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（地域経済への貢献に関する提案及び本事業普及啓発の取組）

第１９条　乙は、地域経済への貢献に関して提案書に記載された事項を実現に最大限努力しなければならない。

２ 前項に規定された事項について未達成の場合には、甲は、乙との協議を行い、乙において提案を遵守できない合理的な理由が認められない場合は、提案による地域経済貢献金額と実際の地域経済貢献金額との差額の１０分の１に相当する額を、乙に支払うＥＳＣＯサービス料から控除する。

　　　３　本事業による省エネの成果や他施設の省エネ改善に資する情報提供、さらに職員や市民の行動様式などに働きかける広報等に協力しなければならない。

（損害賠償・保険）

第２０条　乙は、事業の実施に関し、自己の責めに帰する理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。

２　甲は、自己の責めに帰する事由により、ＥＳＣＯ設備に損害を与えたとき、及びその結果第三者に損害を与えたときは、乙又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。

３　本条第１項及び２項に規定する損害のうち、甲乙双方に過失が認められる場合においては、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

４　乙は自己の負担で、本条第１項損害賠償責任、工事中の設備等に関する事故、作業者労災上乗せ等に関する保険に加入するものとし、契約内容を甲に通知するものとする。

（甲の契約解除権）

第２１条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

1. 乙が正当な理由なしに、この契約の履行に着手しないとき。
2. 乙の責めに帰する理由により、第２条第４号に規定する期間内に改修工事等サービスが完了する見込みがないとき、又は省エネルギーサービスが開始される見込みがないことが明らかとなったとき。
3. 乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないことが明らかになったとき。
4. 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２０年四日市市告示第２８号以下「暴力団等排除要綱」という。）第３条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第４条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

ア　乙又はその役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあっては、その者及び支配人をいう。以下この号において同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ　乙又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第１第４項に規定する密接な関係を有していると認められるとき。

オ　乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第１第５項に規定する社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　乙又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ　役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の受注者の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。

ク　乙が、甲の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第１に掲げる一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用し、又は再委託したとき。

ケ　乙が、甲の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第１に掲げる一に該当する者を下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）として使用し、又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

コ　乙が、甲の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第１に掲げる一に該当する同要綱別表第２に規定する資材販売業者等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第２に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。

サ　乙又は下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）が、甲の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第１に掲げる一に該当する同要綱別表第２に規定する資材販売業者等から資材を購入し、又は同要綱別表第２に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

シ　乙が、甲の発注する工事又は委託の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

1. 乙の責めに帰する理由によらない近隣住民からの要望、及び行政手続きの不備等により事業の継続が困難と判断されるとき。

２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、第２条第３号アに規定する契約金額の総支払額（乙が既に履行した部分に相当する金額を除く。）の１００分の５に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし前項第５号の理由によりこの契約が解除されたときはこの限りではない。

（乙の契約解除権）

第２２条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。

1. 甲の都合により第２条第２号に規定する施設の運営停止あるいは大幅な改造等が行われ、これによってＥＳＣＯサービスの提供が著しく損なわれかつ、乙に著しい損害が発生するとき。
2. 甲の責めに帰する理由により、ＥＳＣＯサービスの提供が不可能となったとき。
3. 甲がこの契約に違反し、その違反によりＥＳＣＯサービスの提供が不可能となったとき。

（甲による契約解除後の処理）

第２３条　第２１条各項の規定により、この契約が解除された場合、乙は、甲の承諾を得た上で、ＥＳＣＯサービスの履行が十分可能な新たな事業者に業務を引き継がなければならない。

（乙による契約解除後の処理）

第２４条　第２２条各項の規定により、この契約が解除された場合、乙は、契約解除により生じた損害賠償を甲に請求することができるものとする。

（契約の変更）

第２５条　この契約締結後、当該施設の運営の一部変更、制度の変更、第三者から受けた損害、天災等により契約の履行が著しく不適当となったと認められるときは、次のいずれかによることとする。

1. 甲の責めに帰する理由により契約条件が著しく不適当となったと認められるときは、乙は、乙の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
2. 前号の場合であって、乙に明らかな損害が発生する場合は、契約内容を変更し、さらに乙に発生する損害を甲が負担する。
3. 乙の責めに帰する理由により契約条件が著しく不適当となったと認められるときは、甲は、甲の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
4. 前号の場合であって、甲に明らかな損害が発生する場合は、契約内容を変更し、さらに甲に発生する損害を乙が負担する。
5. 甲乙両者の責めに帰する理由、あるいは第三者の責めに帰する理由により契約条件が著しく不適当となったと認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
6. 天災等、乙の責めによらない理由により、契約条件が著しく不適当となったと認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（契約の終了）

第２６条　本契約は、契約締結日からその効力を生じ、第２条第４号に規定する契約期間が終了した日に終了するものとする。

２　前

項の規定にかかわらず、甲は、第２１条各項に定めるほか、乙の破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、又は特別清算開始の申し立てがあったとき、その他銀行取引停止処分を受けたとき、この契約を終了させることができる。この場合においても第２１条第２項の規定を適用する。

（天災等不可抗力）

第２８条　天災等の甲又は乙のいずれの責めに帰することのない理由によりこの契約に基づく義務を履行できない場合は、甲乙協議の上、次のいずれかによることとする。

1. 天災等不可抗力による状況が改善されるまで、遂行不能になった甲又は乙の義務を一時停止し､この契約を有効なものとして継続する。
2. 甲又は乙が他方に対しての義務を遂行することが不可能な事態においては、10日前までに甲は乙に通告を行った上で、契約を終了する。

（法令の遵守）

第２９条　乙は､労働基準法（昭和２２年法律第４９号）､労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）､環境基本法（平成５年法律第９１号）、大気汚染防止法（昭和３８年法律第９７号）その他関係法令を遵守するとともに、法令上、乙が負うべきすべての責任を負う。

（紛争の解決）

第３０条　この契約に関連する紛争が甲乙間に生じたときは、甲及び乙は、協議の上、調停人複数名を選任し､当該調停人のあっせん又は調停により解決を図る。この場合、紛争処理に要する費用については、甲乙協議して特別に定める場合を除き、調停人選任に係るものは、甲乙折半とし、その他の費用は、甲乙それぞれが負担する。

２　前項の規定によるあっせん又は調停により解決できない場合、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）による訴えの提起又は調停の申し立ては､津地方裁判所四日市支部又四日市簡易裁判所を管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第３１条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは信義誠実の原則に従い、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和〇年○○月○○日

住　所：四日市市諏訪町１番5号

委託者　　法人名：四日市市

代表者：四日市市長　　森　智広

住　所：

受託者　　法人名：

代表者：